

# コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

※図中の数値は、H23.4.1現在

## ●コミュニティ・スクールとは

- ・コミュニティ・スクールに指定された学校には「学校運営協議会」が設置され、教育委員会から任命された保護者や地域住民などが、一定の権限と責任をもって、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりします。

これを通じて

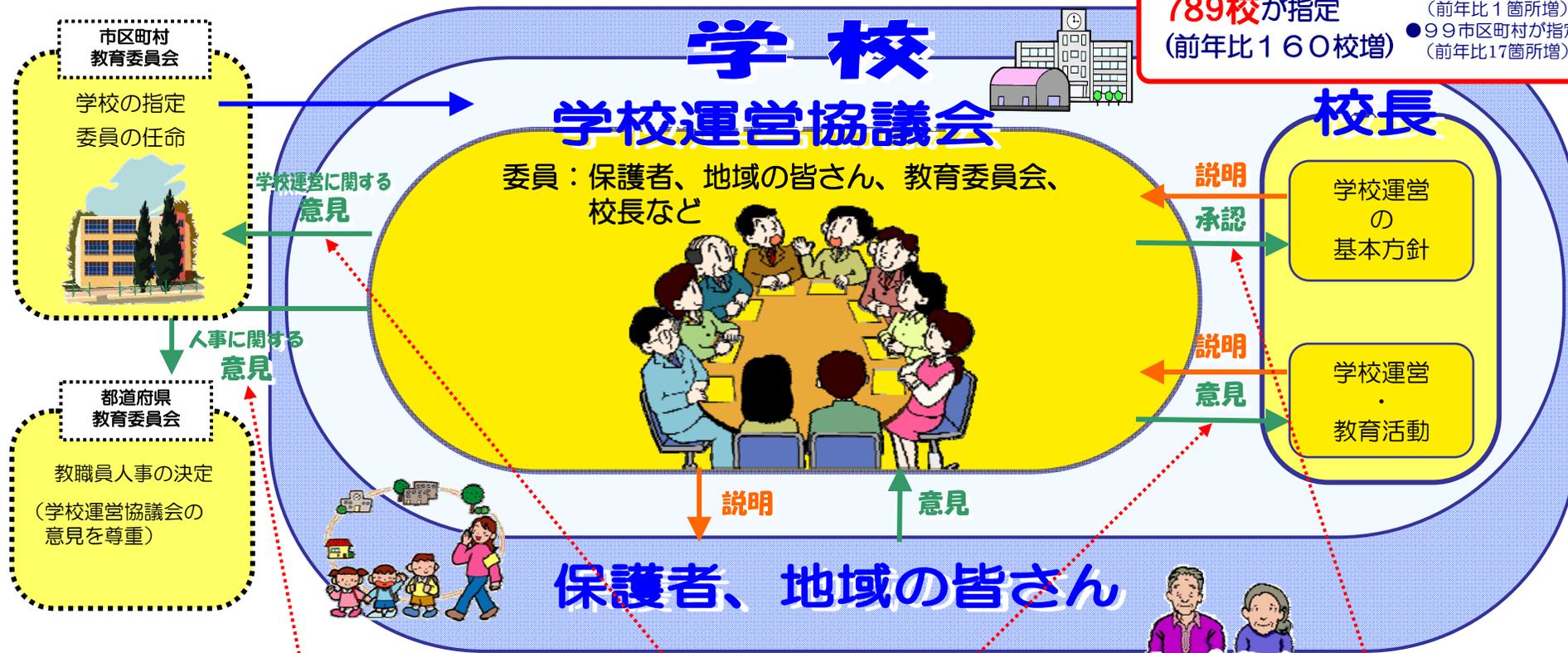
地域とともにある  
学校の実現

※「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により導入。平成16年9月9日より施行。

H23.4.1現在

789校が指定  
(前年比160校増)

- 32都府県で実施  
(前年比1箇所増)
- 99市区町村が指定  
(前年比17箇所増)



### 学校運営協議会の主な役割

#### ●教職員の任用に関して教育委員会に意見が述べられます。

- ・「若手の先生、体育が得意な先生が必要」、「A校長やB先生に次年度も残って欲しい」などの意見

#### ●学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べられます。

- ・「挨拶の指導に力を入れて欲しい」、「地域に協力を求めて欲しい」、「学校にエアコンを入れて欲しい」、「学校予算を増やして欲しい」などの意見

#### ●校長の作成する学校運営の基本方針を承認します。

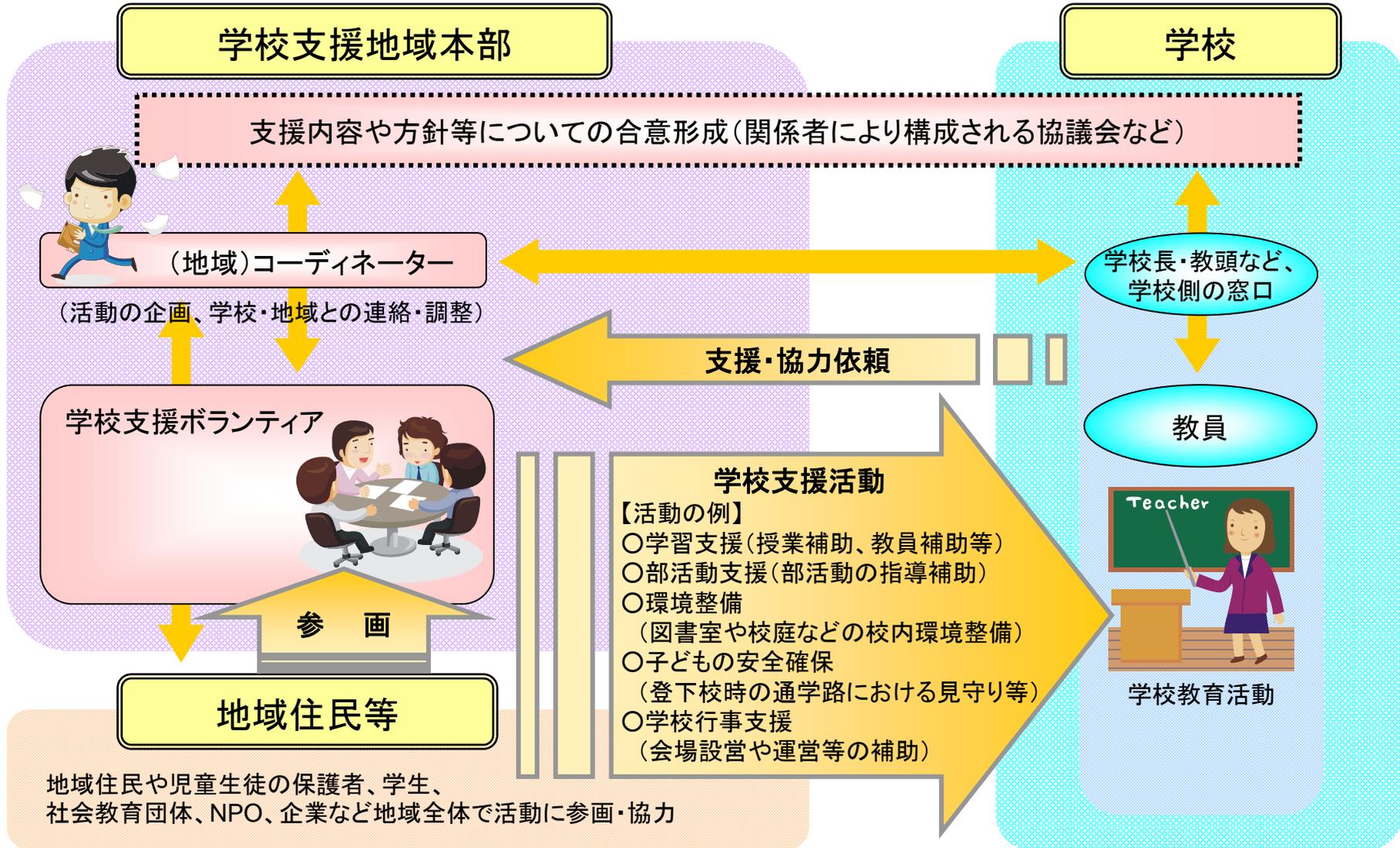
- ・校長と共に、保護者や地域住民等が責任をもって学校運営に参画すること、校長が作成する学校運営の基本的な方針に保護者や地域住民等の意向を反映させるために行うもの。



# 学校支援地域本部

平成23年度 2,659本部  
(学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業の中で実施)

地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する仕組み(本部)をつくり、様々な学校支援活動を実施



地域で学校を支援する仕組みづくりを促進し、子どもたちの学びを支援するだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の教育力の向上を図る